十九　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六二の項を次のように改める。

62	削除

第一項の表七九の項を次のように改める。

79	削除

第一項の表二七〇の項を次のように改める。

270	削除

第一項の表二九六の項を次のように改める。

296	削除

二十　平成二十一年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二三の項を次のように改める。

123	削除

二十一　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六二の項を次のように改める。

62	削除

第一項の表六四の項を次のように改める。

64	削除

第一項の表七一の項及び七二の項を次のように改める。

71	削除
72	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

74	削除

二十二　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四二の項を次のように改める。

42	削除

二十三　平成二十三年総務省告示第二百十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第四項の表五の項を次のように改める。

5	削除

○総務省告示第五百四十五号

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第一項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定を行い、同条第六項及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をしたので、放送法第百四十条第六項及び放送法施行規則第百六十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月十五日

総務大臣　川端　達夫

一　有線テレビジョン放送事業者の指定

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
旭川ケーブルテレビ株式会社	第ＨＫ０００１―００３８号	平成二十三年九月二十二日	北海道旭川市、上川郡当麻町、上川郡愛別町
株式会社ケーブルテレビ山形	第ＴＨ００２４―０１００号	平成二十三年九月二十二日	山形県寒河江市、上山市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町
宮城ケーブルテレビ株式会社	第ＴＨ００８７―０１０１号	平成二十三年九月二十二日	宮城県仙台市宮城野区、仙台市若林区、塩竈市、多賀城市、東松島市、名取市、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町
株式会社ケーブルプルテレビジョン東京	第ＫＴ０１１５―０３７６号	平成二十三年九月二十二日	東京都港区、新宿区
東京ケーブルネットワーク株式会社	第ＫＴ０２３０―０３７７号	平成二十三年九月二十二日	東京都千代田区、文京区、荒川区
東京ベイネットワーク株式会社	第ＫＴ０２３９―０３７８号	平成二十三年九月二十二日	東京都中央区、江東区
豊島ケーブルネットワーク株式会社	第ＫＴ０２４３―０３７９号	平成二十三年九月二十二日	東京都豊島区
中部テレコミュニケーション株式会社	第ＴＫ００５８―００８３号	平成二十三年九月二十二日	愛知県名古屋市千種区、名古屋市東区、名古屋市北区、名古屋市西区、名古屋市中村区、名古屋市昭和区、名古屋市瑞穂区、名古屋市熱田区、名古屋市南区
近鉄ケーブルネットワーク株式会社	第ＫＫ００３８―０１２１号	平成二十三年九月二十二日	奈良県奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡平群町、磯城郡川西町、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、高市郡高取町
株式会社ベイ・コミュニケーションズ	第ＫＫ０１０８―０１２２号	平成二十三年九月二十二日	大阪府大阪市福島区、大阪市西区、大阪市港区、大阪市大正区、大阪市浪速区、大阪市西淀川区、大阪市西成区 兵庫県尼崎市、西宮市、伊丹市